弥富市公共ます設置等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共下水道事業における排水設備の整備、下水道の接続促進及び円滑な維持管理を図るため、汚水を排除すべき公共下水道のます及び取付管の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公共ます　宅地内に設置する汚水ますのうち市が管理する公共下水道のますであって、汚水を公共下水道の汚水管に適切な状態で排水する機能を有するものをいい、公共下水道の汚水管に接続する取付管を含むものとする。

(2) 宅地　汚水を排除する必要のある建物等が存在する土地で、１筆の土地又は２筆以上の土地が隣接している場合で土地利用形態が一連の土地とみなされる敷地をいう。

（申請）

第３条　公共ますの設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該面整備時に指定された期日までに公共ます設置等申請書（第１号様式）により市長に申請するものとする。

２　申請者より提出された公共ます設置等申請書に基づき、申請者と市からの発注を請け負った施工業者の間で立会いを行い、設置位置を決定するものとする。

（設置場所及び位置）

第４条　公共ますの設置ができる場所及び位置については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 宅地又は宅地となることが明確な土地であること。

(2) 原則として宅地の敷地内に設置し、公道との境界から公共ますの端までの距離は、１メートル以内とする。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所及び位置であること。

（費用負担）

第５条　公共ますは、市の負担で設置するものと、申請者の負担により設置するものに区分する。

２　市の負担による公共ますの設置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市の発注する本管工事整備時に設置するものであり、設置基準は、次のとおりとする。

ア　１宅地につき１個とし、当該１宅地の面積が５００平方メートルを超える場合は、５００平方メートルを超えるごとに１個を増設できるものとする。

イ　建築物の配置等により１個の公共ますに汚水を集約することが困難と認められる場合にあっては、必要最小限の個数を設置するものとする。

ウ　明確に宅地になることが確認できる場合は、計画する宅地の数に応じて設置するものとする。

(2) 取付管が整備されており、公共ますが設置されていない場合

(3) 前２号に掲げるもののほか、市負担で設置することが妥当であると市長が認める場合

３　申請者の負担による公共ますの設置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市の負担により設置することができる公共ますの個数を超える公共ますの設置を希望する場合

(2) 公共下水道供用開始区域内で新たに公共ますを設置する場合

(3) 事業計画区域外から公共下水道に接続する場合

(4) 前３号に掲げるもののほか、個人負担で設置することが妥当であると市長が認める場合

（承認工事の申請）

第６条　申請者の負担により公共ますを設置する場合は、別に定める弥富市公共下水道事業に係る下水道承認工事取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に従うものとする。

（所有権の帰属等）

第７条　公共ますの所有権は、本市に帰属し、当該土地の使用期限は、施設の存続期間とし、使用料は、無償とする。

２　申請者の負担により設置、増設又は移設した公共ますは、取扱要綱により本市へ無償譲渡するものとする。

（維持管理）

第８条　公共ますの管理は、市が行うものとする。

２　公共ますの使用者（以下「使用者」という。）の起因により公共ますに破損や

詰まり等が生じた場合、使用者が復旧するものとする。

（使用者の責務）

第９条　使用者は、排水設備の清掃を行い、公共ますを清潔に維持するよう努めるものとし、市の行う公共ますの点検、補修、取替え等に支障を及ぼすおそれがある工作物等を設置してはならない。

２　使用者は、公共ますを補修・改築・移設等しようとするときは、市長に下水道施設修繕届（第２号様式）を提出しなければならない。なお、排水設備の接続費、補修費、改築費、移設費その他一切の費用を自己負担するものとする。

３　使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を免除できる。

（ますの規格及び構造）

第10条　公共ますの規格及び構造は、市の定める基準による。ただし、立地条件等により施工が困難な場合は、この限りでない。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成25年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。